

男声合唱団 エルデ規約

2013. 3. 30改定

第1条、名称・目的

本団体は、男声合唱団エルデと称し、合唱を通じ、音楽レベルの向上を図ると共に、併せて、団員の親睦を深め、チームワークの向上により団の発展を目指す。

男声合唱団エルデは、団員の総意に基づき、独自の演奏会を行うと共に、各種合唱祭、合唱コンクール、その他の合唱演奏活動に参加する。

第2条、練習時間

1. 毎週土曜日、午後6時00分～9時30分の範囲で定期練習の時間を決める。
2. 上記時間以外に、必要に応じ臨時練習、パート練習等を行なうことがある。

第3条、役員等

1. 団長1名、副団長2名、事務局長1名、技術委員長1名および会計1名(以下「役員」という。)ならびに会計監査人を総会において選出する。
2. 役員および会計監査人の任期は1年とし、但し再任は妨げない。
3. 前項の任期は事業年度とするが、総会が年度を越えて開催された場合は役員および会計監査人は総会で次年度役員および会計監査人が選出されるまでその任に留まる。
4. 役員および会計監査人の他、各種委員は各団員が自主的に分担する。
尚、役員・各種委員の任務に付いては別紙に明文化しておく。

第4条、会費

1. 会費は毎月第1週の練習日に納入する。但し、同一会計年度内において前納することができる。
2. 会費の納入期間は入団の翌月分から退団月分までとする。
3. 金額は、毎年、総会において決める。但し学生は半額とし、生徒(高校生以下)は会費を免除する。
4. 休団者は会費が免除されるものとする。
5. 会費以外に、定期演奏会、合宿等の費用として、必要に応じ別途徴収することがある。

第5条、総会

1. 事業年度は、4月1日より3月31日とし、原則として4月に総会を開く。総会においては、議長を選出し、事業報告、決算報告、事業計画および予算の策定ならびに役員および会計監査人の改選などを行う。
2. 総会の成立条件は、団員(休団者を除く。)の過半数(委任状を含む。)とし、出席者(委任状を含む。)の過半数により議決する。

第6条、運営委員会および技術委員会

1. 日常的な運営方針の検討の場として運営委員会を設ける。
運営委員会は役員により構成することとし、必要に応じ他のメンバーを加え、原則として毎月開催する。
2. 役員(但し、団長を除く。)が、やむをえない事情で空席となった時点で、直ちに団長がその役員の職務を兼務し、14日以内に適任者を指名して運営委員会を開き同意を得た後、団員の承認を得る。
団長が、やむをえない事情で空席となった時点で、副団長2名で相談し、適任者を指名して運営委員会を開き同意を得た後、団員の承認を得る。
3. 技術に関する事項の検討の場として技術委員会を設ける。技術委員会は技術委員長、パートリーダーおよび技術委員により構成することとし、必要に応じ指揮者を加える。

第7条、休団

休団に当たっては、団長に休団届けを提出することにより休団扱いとなる。

第8条 退団

1. 退団を希望する団員は、退団届を団長に提出し退団する。
2. 団は前第1項の他、以下の事由により団員を退団させることがある。
 - (1) 会費を6ヶ月以上滞納した者。
 - (2) 団に対する債務を6ヶ月以上履行しなかった者。
但し、運営委員会で、履行延期を認めた場合はこの限りではない。
 - (3) その他、団員として相応しくない言動のあった者。
3. 退団の勧告の手順は以下の通りとする。
 - (1) 運営委員会は、前項(2.(1)(2)(3))の1つ以上に該当する団員に対し、その改善を図るよう注意、指導する。
 - (2) 前第(1)号の注意、指導を受け入れる団員は、団長にその改善を行う旨の誓約書を提出しなければならない。但し、運営委員会が前第(1)号の注意、指導に対する団員の弁明を受け入れた場合はこの限りでない。
 - (3) 運営委員会は、前第(1)号の団員にその後改善が見られず退団が相当と判断した場合は、団員の過半数の賛同を得て、当該団員に退団を勧告する。
 - (4) 前第(3)号の勧告を受けた団員は、本人の意思に関わらず退団しなければならない。

4. 団員は退団に際し、団との債権・債務を整理しなければならない。

第9条、付則

1. この規約の改定は総会の決議により行なう。
2. この規約とは別に、総会の議決により内規を設けることが出来る。
3. この規約に定めのない事項は運営委員会によって決める。
但し、重要な事項については団員全員の協議による。

付則1

この規約は2013年4月1日より有効とする。